

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止届の提出があった。

令和2年9月15日（掲載日）

【医療-廃止】

指定区分	指定番号	医療機関等 コード	廃止年月日	名称	所在地	診療科名等	開設者			管理者 氏名
							開設者名	代表者（氏名）	所在地（住所）	
生歯	27-105	0130099	令和2年6月30日	コマキ歯科	甲府市徳行4-6-6	歯・矯歯・小 歯	小林里江		甲府市徳行4-6-6	小林里江